

様式第2号（第3条関係）

倉吉市議会政務活動費収支報告書（兼精算書）

令和 8 年 4 月 22 日

倉吉市議会議長 様

議員名 山下 達也

倉吉市議会政務活動費の交付に関する条例第5条第1項（第2項）の規定に基づき、次のとおり令和7年度（11月～3月分）政務活動費収支報告書を提出します。

1 収 入

政務活動費 100,000 円

2 支 出

（単位：円）

項 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費	74,263	行政視察（東京）旅費、他
研 修 費		
広 報 費	10,000	市政報告会撮影 (You Tube) ・編集委託料
広 聴 費		
要 請 ・ 陳 情 活 動 費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
人 件 費		
事 務 所 費		
合 計	84,263	

（注）備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

3 交付上限額（在職した月数×2万円） 100,000 円

4 残 額（収入額－支出額又は交付上限額のいずれか低い額） 15,737 円

資料1

領収書等添付一覧

(令和7年度11月～3月報告分)

科 目	調査研究費	
整理番号	主な支出内容	支出金額(円)
1	要望活動、行政視察(東京都)旅費	70,510
2	R7年度(11月～3月分)タブレット端末に係る通信料負担金	3,753
こ の 表 の 合 計		74,263円

領収書等整理表

(令和7年度11月～3月報告分)

科 目	調査研究費
整理番号	1

明 細 書

政務活動費

職 名	議員		氏名	山下 達也			
日 時	令和7年11月12日(水)～令和7年11月13日(木)						
日 当	2 日	2,600 円	5,200 円	日	円	円	5,200 円
宿 泊 料	1 泊	17,850 円	17,850 円	※倉吉市職員の旅費に関する条例第19条 第3項により計上			17,850 円
鉄 道 賃	羽田空港⇄ 浜松町	35.6 km	1,040 円	浜松町→東京	3.1 km	170 円	2,140 円
	東京→ 国会議事堂前	2.8 km	180 円	赤坂→目黒	6.5 km	210 円	
	目黒→永田町	6.4 km	210 円	永田町→ 有楽町	1.9 km	180 円	
	有楽町→ 浜松町	2.3 km	150 円		km	円	
急 行 賃		km	円		km	円	円
		km	円		km	円	
		km	円		km	円	
特別車両			円			円	円
航 空 賃	鳥取空港 ⇄ 羽田空港	1,056 km	42,320 円		km	円	42,320 円
		km	円		km	円	
車 賃	倉吉駅⇄ 鳥取空港	km	3,000 円		km	円	3,000 円
		km	円		km	円	
		km	円		km	円	
そ の 他		km	円		km	円	円
用 務	会派やらいや 要望活動・行政視察(東京都千代田区)						
合 計						70,510 円	

視察報告書

令和 7 年 11 月 17 日

倉吉市議会議員 様

倉吉市議会 会派そうせい会
(代表) 議員 山 根 健 資

政務活動費により行政視察を実施しましたので、次のとおり報告します。

記

- 1 視察期間 令和 7 年 11 月 12 日 (水) から令和 7 年 11 月 13 日 (木) まで
- 2 視 察 先
 - (1) 地元選出国會議員 (衆参議員会館)
 - (2) 鳥取県東京本部
- 3 視察議員名 山根健資、高橋義博、山下達也
- 4 面 会 者
 - (1) 衆議院議員 石破茂 氏、赤澤亮正 氏 (秘書 金高桃子 氏)
参議院議員 青木和彦 氏、舞立昇治 氏 藤井一博 氏、
出川桃子 氏
 - (2) 鳥取県東京本部 本部長 矢吹隆 氏、係長 兵江健太 氏
- 5 視察目的
 - (1) 地元選出国會議員への要望活動
 - (2) とっとり歓迎案内所ウェルカニ及びとっとり若者ウェルカニ窓口の
取り組みについて
- 6 視察の経過及び感想
別紙参照
- 7 添付書類
 - (1) 地元選出国會議員要望活動の写真
 - (2) 面会者名刺 (写し)、視察時写真

要した経費： 3 人合計 211,530 円

領 収 書

No 019879

ヤマトタリヤ

様

金額	百万	千	円
	4	23	20

但し消費税 10% 3848 円

航空券代'と12

収入印紙

上記金額正に領収致しました。

登録番号:T2270001000565

7 年 11 月 13 日

日交 株式会社 日本交通

取扱者印

本社 鳥取市雲山219番地 ☐ 鳥
☒ 吉 TEL (0858) 26-1117 ☐ 米

26-3111
22-2103

(注) 本領収証に社印、取扱者印のなきもの及び金額を訂正したものは無効とします。

お 勘 定 書

ホテルプリンセスガーデン

〒141-0021 東京都品川区上大崎2-23-7

お名前 ヤマシタ タツヤ

様

TEL (03) 3779-1010 FAX (03) 3779-4070
http://www.princess-garden.co.jp/

お部屋番号 733

ご人数 1

ご到着 2025/11/12

ご出発 2025/11/13

1

日 付	科 目 名	部屋番号	料 金	お支払等	摘 要
11/12	クレジットカード 室料	733	17,850	17,850	0 *

登録番号 T1010701003745

税率10%

(内 税抜金額: 1,604)

ご 請 求 金 額 0

(内 消費税等: 1,604)
(内 宿泊税: 200)

ありがとうございました。またのご利用をお待ち申し上げます。
伝票等につきましては、すでにお渡し済みでございますので、再発行致し兼ねます。



ご 署 名

発行番号 111302148342 P 1 1 02 T ALAL
25/11/13 03:55 9

領収書等整理表

(令和7年度11月～3月報告分)

科 目	調査研究費																				
整理番号	2																				
領収書等添付欄																					
(公) 令和 7年度 領収証書 <table border="1"> <tr> <td>加入者名</td> <td>倉吉市会計管理者</td> </tr> <tr> <td>口座番号</td> <td>01490-7-960024</td> </tr> <tr> <td>納付番号</td> <td>20250002160101000000</td> </tr> <tr> <td>納付書番号</td> <td>21601</td> </tr> <tr> <td>金 額</td> <td>7,935 円</td> </tr> <tr> <td>納入者氏名</td> <td>山下 達也</td> </tr> <tr> <td>所 属 名</td> <td>他部局議会事務局</td> </tr> <tr> <td>納入期限</td> <td>令和 8年 3月31日</td> </tr> <tr> <td>管理番号</td> <td>112603</td> </tr> <tr> <td>摘 要</td> <td>R7.10 (10/23～31) ～R8.3 タブレット端末に係る通信料負担金 (@ 2,680×9/31) + (@2,730× 5月) × 1/2 × 1.10 = 7,935円</td> </tr> </table> 上記の金額を領収しました。 領収日付印 ※ 納付場所・お問い合わせ先は裏面に記載 収納代行会社 地銀ネットワークサービス㈱(CNS) 鳥取県倉吉市 312037 収入印紙不要 (納付者保管)		加入者名	倉吉市会計管理者	口座番号	01490-7-960024	納付番号	20250002160101000000	納付書番号	21601	金 額	7,935 円	納入者氏名	山下 達也	所 属 名	他部局議会事務局	納入期限	令和 8年 3月31日	管理番号	112603	摘 要	R7.10 (10/23～31) ～R8.3 タブレット端末に係る通信料負担金 (@ 2,680×9/31) + (@2,730× 5月) × 1/2 × 1.10 = 7,935円
加入者名	倉吉市会計管理者																				
口座番号	01490-7-960024																				
納付番号	20250002160101000000																				
納付書番号	21601																				
金 額	7,935 円																				
納入者氏名	山下 達也																				
所 属 名	他部局議会事務局																				
納入期限	令和 8年 3月31日																				
管理番号	112603																				
摘 要	R7.10 (10/23～31) ～R8.3 タブレット端末に係る通信料負担金 (@ 2,680×9/31) + (@2,730× 5月) × 1/2 × 1.10 = 7,935円																				
タブレット端末に係る通信料負担金(令和7年11月～令和8年3月分)の計算 @2,730×5月(11月～3月分)×1.10×1/2=7,507 ※1/2で按分 7,507×1/2=3,753																					
支 払 先	倉吉市																				
領 収 書 等 添付合計金額	3,753 円																				

資料1

領收書等添付一覧

(令和7年度11月～3月報告分)

科 目	広 報 費	
整 理 番 号	主 な 支 出 内 容	支 出 金 額 (円)
1	市政報告会撮影(You Tube)・編集委託料	10,000
こ の 表 の 合 計		10,000円

領収書等整理表

(令和7年度11月～3月報告分)

科 目	広報費	
整理番号	1	
領収書等添付欄		

領 収 証	山下 達也		No.
	様		登録番号
金 額	¥10000		

但 市政報告会撮影・編集委託料として
7年12月25日 上記正に領収いたしました

収入印紙

現 金	✓	税 率	%
小 切 手		金額(明細・税込)	
手 形		消費税額等	
		税 率	%
		金額(明細・税込)	
		消費税額等	

nakakura yukitoshi
仲倉幸俊

Sound Assist

〒682-0872 鳥取県倉吉市福吉町1403
tel.080・5235・4007 fax0858・22・4007
mail:tascam222@yahoo.co.jp

支 払 先	Sound Assist
領 収 書 等 添付合計金額	10,000円

動画撮影業務委託契約書

倉吉市市議会会派そうせい会会長 山根健資（以下「甲」という。）と、Sound Assist 代表 仲倉幸俊（以下「乙」という。）は、甲が乙に依頼する動画撮影・編集業務に関し、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（第1条 目的）

甲は、倉吉市市議会市議会会派そうせい会の議会活動報告に用いるための動画撮影・編集業務（以下「本業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（第2条 業務内容）

- 1 本業務の具体的内容は、次の各号に掲げる事項とする。
 - (1) 撮影対象、撮影日時、撮影場所に関する調整及び実施
 - (2) 撮影動画の編集作業
 - (3) 甲への納品及びデータ確認対応
- 2 具体的な撮影内容や納品形式等の詳細は、甲乙が別途協議の上、都度定めるものとする。

（第3条 再委託の禁止）

乙は、甲の事前承諾なく、本業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。

（第4条 報酬および支払条件）

- 1 本業務の報酬額は、1回の撮影につき 50,000 円（税込）とする。
- 2 甲は第8条第2項に定めるデータ検品完了後、10日以内に乙指定の方法により支払いを実施する。
- 3 振込手数料等、支払いに付随する諸経費は甲の負担とする。
- 4 本業務の遂行に伴い乙が負担する会場費・交通費・機材費等は、特別の定めがない限り、乙の負担とする。
- 5 本条第1項に定める報酬について、支払いは会派そうせい会に所属する以下の議員で支払うものとする。

- ・会長 山根健資
- ・副会長 高橋義博
- ・幹事長 中山晶雄
- ・政調会長 山下達也
- ・総務会長 藤井陽介

(第5条 著作権等の帰属)

1 本業務により乙が撮影した動画その他の著作物（以下「本成果物」という。）に関する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、甲への納品と同時に甲に譲渡されるものとする。

2 乙は、著作者人格権を行使しないものとする。

3 乙は、第三者の著作権・肖像権・商標権等を侵害しないよう十分な注意を払い、万一第三者との間で紛争が生じた場合は、乙の責任と費用においてこれを解決するものとする。

(第6条 肖像権・モデル使用)

1 乙がモデル・出演者を起用する場合は、肖像権の使用許諾を適切に取得し、当該書面を甲に提出するものとする。

2 甲が撮影対象者を指定する場合、甲は当該人物から必要な同意を得る責任を負う。

3 肖像権侵害等の問題が発生した場合は、当該同意取得の責任者が全ての損害を負担する。

(第7条 機密保持)

乙は、本業務を遂行する過程で知り得た甲の営業・技術上の情報及び個人情報を第三者に開示または漏えいしてはならず、契約終了後も同様とする。

(第8条 納品・検収)

1 乙は、甲が指定する期限までに本成果物を納品するものとする。

2 甲は、納品後15日以内に検収を行い、修正・補正が必要な場合は乙に通知する。乙は誠実に対応し、最終成果物の承認をもって納品完了とする。

(第9条 遅延・不履行)

1 乙が納期に遅延し、または契約不履行となった場合、甲は乙に対し契約の解除または損害賠償を請求できる。

2 天災地変その他不可抗力による遅延の場合、乙はその旨を速やかに甲に通知する。

(第10条 損害賠償)

乙は、本契約の違反により甲または第三者に損害を与えた場合、甲が被った直接損害および弁護士費用を含む損害を賠償するものとする。

(第11条 契約期間)

本契約の有効期間は、契約締結日から令和9年3月31日までとし、甲または乙が本契約の継続または内容等について異議を申し入れない限り、以後1年毎に自動更新する。

(第12条 契約の解除)

甲または乙が次の各号に該当する場合、相手方は催告なく直ちに本契約を解除できる。

- (1) 契約条項に違反し、相当期間を定めて是正を求めても改善されない場合
- (2) 支払停止、破産、民事再生等の申立を受けた場合
- (3) 重大な信用不安が発生した場合

(第13条 不可抗力)

天災、戦争、ストライキ、感染症、政府の命令その他不可抗力により本契約の履行が困難となった場合、当該当事者はその責を負わない。

(第14条 契約終了後の取扱い)

契約終了後も、第5条（著作権等の帰属）、第6条（肖像権）、第7条（機密保持）、第10条（損害賠償）、第15条（裁判管轄）の規定は有効に存続する。

(第15条 協議および裁判管轄)

本契約に定めのない事項や疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議の上解決を図る。協議によっても解決しない場合は、鳥取県倉吉市を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和7年11月1日

甲：

氏名：倉吉市市議会そうせい会 会長 山根健資
所在地：〒682-0035 鳥取県倉吉市広栄町 889-9

乙：

氏名：Sound Assist 代表 仲倉幸俊
所在地：〒682-0872 鳥取県倉吉市福吉町 1403

倉吉市議会 そうせい会 2025年12月議会報告会 YouTube チャンネル

倉吉市議会 そうせい会 2025年12月議会報告会



倉吉市議会 そうせい会 2025年12月議会報告会



倉吉市議会 そうせい会 2025年12月議会報告会

